

## ○会議の傍聴に係る遵守事項

(趣旨)

この遵守事項は、会議の公開に関する指針に基づく、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会の30分前から15分前までの間に、傍聴受付簿(別記第1号様式)に住所及び氏名を記入し、傍聴券(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、会議の会議場(以下「会議場」という。)に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。
- (3) 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。
- (4) 傍聴券の発行枚数は傍聴定員数とし、先着順に交付する。ただし、傍聴受付の際に会議の傍聴を希望する者が傍聴券の発行枚数を超えたときは、審議会等の長の定める方法により交付できるものとする。

(入場の禁止)

次に掲げる者は、会議場に入ることができない。なお、児童及び乳幼児が傍聴席に入る場合は、審議会等の長の許可が必要となる。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定められるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的な行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用、その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。た

だし、特に審議会等の長の許可を得た者は、この限りでない。

(8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

傍聴人は、審議会等が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行うおうするときは速やかに会議場から退場しなければならない。また、傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(係員の指示)

傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

傍聴人がこの遵守事項に違反するときは、審議会等の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この遵守事項は、令和2年4月1日から施行する。